

令和6年4月12日

保護者 様

行田市教育委員会
行田市立埼玉小学校
校長 橋上 威

学習用タブレット端末等の使用に伴う同意書の提出について

平素は、本市ならびに本校の教育活動にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。
本市では、文部科学省によるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台のタブレット端末を整備いたしました。

授業等におけるタブレット端末等を活用に加え、家庭への持ち帰りによる活用を進めてまいります。タブレット端末等は本市の備品であることから、使用にあたり貸与の手続きが必要となります。

つきましては、下記の内容についてご確認いただき、別紙「情報端末等の貸与に係る同意書」に必要事項をご記入のうえ、令和6年4月17日（水）までに担任へご提出ください。

1. 貸与の対象

- ① タブレット端末
- ② ACアダプタ等の附属品

2. 使用についての注意

タブレット端末等は精密機械です。故意や重大な過失により破損等が生じた場合は、修理や設定にかかる費用を負担していただきます。安全な使い方や情報モラルなどは学校でも指導いたしますが、ご家庭でもお話してください。

3. 個人情報の取り扱いについて

必要に応じて、お子様のタブレット端末の使用履歴（学習履歴やインターネットの検索履歴）を確認することがあります。

4. その他

タブレット端末等の使用期間は、学校を転出または卒業するまでの期間となります。転出または卒業時にタブレット端末等は回収します。

行田市立埼玉小学校
 学校長 橋上 威

情報端末等の貸与に係る同意書

利 用 者 (児童又は生徒)	フリガナ			
	氏 名			
	学 年		組	
申 請 者 (保 護 者)	フリガナ			
	氏 名			

(情報端末等の使用に当たり、以下の事項に同意します。)

- (1) 第三者に使用させ、又は貸与しないこと。
- (2) 装飾・売却・担保の設定・廃棄又は故意に破損しないこと。
- (3) 教育の目的以外に使用しないこと。
- (4) 許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールしないこと。
- (5) 紛失し、盗難し、又は毀損した場合、速やかに学校に報告すること。
- (6) 故意又は重大な過失により情報端末等を損傷させたときは、機器又は相当の対価により弁償し、又は原状回復に要する費用を負担すること。
- (7) 学校を転校するとき、学校を卒業するとき、情報端末等が故障したときには、情報端末等を返却すること。
- (8) 必要に応じて、教育委員会又は学校が情報端末等の利用履歴を確認すること。

----- [以下、管理用のため記入しないでください] -----

学校受付日	年 月 日
情報端末等管理番号	